

「第3次相模原市耐震改修促進計画（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市では、これまで新・相模原市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、当該計画の期間が終了することから、この度、第3次相模原市耐震改修促進計画を策定することとなりました。

本計画を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集した結果、1人の方から9件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和3年12月15日（水）～令和4年1月21日（金）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

資料の配架場所

建築・住まい政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		1人（9件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	0人（0件）
	電子メール	1人（9件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
計画策定の背景と目的について	1		1		
耐震化の促進を図るための施策について	8		2	6	
合計	9		3	6	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
計画策定の背景と目的等について			
1	<p>阪神淡路大震災を教訓として、家屋の耐震化が必要とされていることは必然である。</p> <p>先日 1/17 に NHK で放送された、「見過ごされた耐震化 ～阪神・淡路大震災 建物からどう命を守るか～」では『阪神・淡路大震災から 27 年たった今も見過ごされてきた教訓がある。オフィスや飲食店など、多くの人が入る「ビルの倒壊」である。地震が早朝に発生したことで、人的被害は住宅に集中し、震災後の耐震化施策は住宅を中心に進められてきた。一方、多くのビルはその対象から外れ、全国各地で耐震性が不明なビルが無数にあることが明らかに。巨大地震が起きるそのとき、あなたがいる建物は命を守れるのか。耐震化の実態に迫る。』とある。</p> <p>ビルの耐震診断や耐震化についても考慮すべきであるとする。</p>	<p>本計画は、耐震改修促進法及び国の基本方針を踏まえ、旧耐震基準に基づいて建築された耐震性を有しない住宅及び特定建築物を対象としています。</p>	イ
耐震化の促進を図るための施策について			
2	<p>(2) 安心して耐震化を推進できる環境整備 相談窓口の充実</p> <p>無料耐震相談会が実施されているが、これは図面をもとに評価するものである。</p> <p>利用のハードルを下げるために、建物図面の</p>	<p>本市では、職員による窓口簡易相談(無料)や相模原市木造住宅耐震補助制度連絡調整会の協力により、建築士による無料耐震</p>	ウ

	<p>コピーを相談者が送付し、建物図面への評価結果を相談者にフィードバックする仕組みはいかがか。</p> <p>サラリーマンなど平日に時間をとれない住民に気軽に利用いただけるのではないか。</p> <p>フィードバックの結果について、確認したい内容について、面談やメールでの相談ができれば利便性も上がると考える。</p>	<p>相談会を行っております。</p> <p>相談会では、専門家が聞き取り調査を行いながら図面確認をする必要があります。</p> <p>頂いたご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>	
3	<p>(3) 耐震診断及び耐震改修を促進するための支援策</p> <p>耐震シェルター及び防災ベッド設置の促進</p> <p>これも、「見過ごされた耐震化 ～ 阪神・淡路大震災 建物からどう命を守るか～」にヒントを見つけた。</p> <p>耐震化を行う対象を、日常を過ごす部屋に限定した内容でも助成するものです。費用を抑えることで個人の負担を軽減できるのではないか。</p> <p>耐震シェルター及び防災ベッド設置で部分的な対策を求めているのと同じ考え方である。</p>	<p>耐震シェルター及び防災ベッドを設置するための費用の一部を補助する制度については、本計画の施策として掲げています。</p>	ウ
4	<p>分譲マンションの耐震診断及び耐震改修の促進</p> <p>多くの分譲マンションには受水槽が設置されている。</p> <p>震災時における水の確保は大きな課題である。</p> <p>地震による大きな揺れにより、配管が損傷すると水槽内の貴重な水が失われる。マンションの受水槽に対して緊急遮断弁の設置を推進してもらいたい。</p> <p>災害時には、近隣住民に水を配給する協定などの締結を条件に、設置費用の補助などがあると有効ではないかと思う。</p> <p>また、大きな揺れにより発生するスロッシング現象で受水槽自身が破損する可能性も考えられる。</p> <p>それを防ぐために「浮体式波動抑制装置(タンクセイバー)」の設置が有効ではない</p>	<p>本市では旧耐震基準の分譲マンションの管理組合等を対象とした無料耐震相談会を実施し、地震発生後の断水対策等を含めた耐震対策等の普及・啓発に努めています。</p>	ウ

	<p>かと思う。</p> <p>大学との共同研究で設計・評価されているようで、実績・効果について相模原市で確認いただき、効果が確認できれば市内の企業を設置代理店とし、推奨していただきたい。</p>		
5	<p>(4)住宅耐震化緊急促進アクションプログラム</p> <p>築年数を調べて、旧耐震基準の建物であれば、所有者に郵送などで案内をしてはいかがか。</p> <p>なお、案内には該当する住宅が建築確認された日付など個別の情報などを記載することにより効果があがるのではないか。</p>	<p>旧耐震基準の戸建住宅の所有者等に対してダイレクトメールを送付し、耐震化の促進を行います。</p>	イ
6	<p>(5)その他の地震時おける建築物等の安全対策</p> <p>建築物からの落下物対策</p> <p>ビルやマンションでは「タイル貼り」のものが多くある。</p> <p>タイルの落下によるケガを防止するため、通路などの部分に「ヒサシ」を設けることを推奨してはどうか。</p>	<p>建築物からの落下物対策として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項に基づく定期報告等の機会を捉え、建築物の所有者等に対し定期的な調査・改修工事の実施等、安全性の確保を図るよう指導しています。</p>	ウ
7	<p>天井の脱落対策</p> <p>熊本地震では耐震化が完了している学校の体育館で破損したガラス、吊り天井、照明、音響設備などが落下して、避難所として利用できない事例があったとされている。</p> <p>これらの施設が避難所として利用できないことは問題である。</p> <p>熊本地震は深夜に発生しているため体育館は無人であったが、もし授業中であれば大惨事になるところであった。</p> <p>ガラス、吊り天井、照明などの脱落対策も対象に加えてもらいたい。</p>	<p>平成26年4月に施行された改正建築基準法では、天井脱落対策に係る新たな技術基準が設けられました。</p> <p>一定規模以上の天井に対しては、建築基準法第12条第1項に基づく定期報告等により対象の把握を行い、建築物の所有者等に対し天井の脱落防止措置を講じて、安全性の確保を図るよう指導しています。</p>	イ
8	<p>エレベーター及びエスカレーターの安全対策</p> <p>エレベーターの閉じ込め防止対策は必須である。</p> <p>耐震改修促進計画からは少し離れるが、</p> <p>1.エレベーター管理者(マンションの場合は</p>	<p>建築物の所有者等エレベーターの地震管制運転装置の設置義務や、エスカレーターの脱落等の防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、周知します。</p>	ウ

	<p>管理組合)での閉じ込め救出訓練の実施(エレベーター保守会社が無償で実施する場合もある。)</p> <p>2.エレベーター内の防災キットの配備(水、照明、簡易トイレ、防寒など)</p>	<p>頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	
9	<p>家具の転倒防止及び通電火災防止対策</p> <p>感震ブレーカーの設置はなかなか進まないのが現状である。現在、東京電力ではスマートメーターが普及しつつあり、スマートメーターには電力供給を遮断する機能があるはずである。</p> <p>大きな地震が発生した場合、スマートメーターを使用して電力供給を遮断できれば、感震ブレーカーの補完が行えるのではないか。</p> <p>この機能を防災につかう事例を見かけたことはないが、特許(ビジネスモデル特許含む)などの余地があるのではないか。</p>	<p>市では、ホームページを通じて、家具の転倒防止策や窓ガラスの飛散防止、通電火災防止対策等の安全対策についても紹介し、引き続き、地震災害時に備えた安全性の確保の必要性の普及・啓発に努めています。</p> <p>頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ